

第144回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：令和2年7月16日（木）

15：00～15：40

場所：宮崎県企業局 県電ホール

午後 3 時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第144回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の黒木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、審議会委員16名の御出席をいただきまして、開催要件である過半数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、初めに、副知事の永山より御挨拶申し上げます。

○永山副知事 ただいま御紹介いただきました宮崎県副知事の永山でございます。7月12日付で就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば河野知事が御挨拶を申し上げるべきところでございますが、公務の都合により出席ができませんでしたこと、おわび申し上げます。

知事から挨拶文を預かってまいりましたので、私のほうから代読させていただきますが、その前に私の思いから申しますと、国土交通省から着任したわけでございますが、都市行政に携わる中で、都市計画及びその運用については非常に思いの深い行政分野でございます。この場でこうやって御挨拶させていただくことに非常に感銘と申しますか、光栄に思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは代読させていただきます。

第144回宮崎県都市計画審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、都市計画行政の推進はもとより、県政全般にわたり多大な御支援、御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

当初、3月19日に開催を予定しておりました当審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期し、改めて本日開催の運びとなりました。

新型コロナウイルスにつきましては、7月5日に85日ぶりとなる18例目の感染者が確認され、その後、これまでに20例目までの感染者が確認されております。引き続き、感染拡大防止に全力で取り組みますとともに、5月に策定しました新型コロナウイルス感染症経済対応方針に基づき、「新しい生活様式」の確立と地域経済の再始動に向けて、オール宮崎体制で取り組んでまいります。

さて、本県におきましては、急激な人口減少・高齢化が進む中、商業、医療、福祉などの都市機能の集約を誘導するとともに、まちなか居住の促進や既存ストックの有効活用を図

るなど、将来にわたって持続可能な活力ある都市づくりに向けた取組を進めているところであり、引き続き、国や市町村、関係機関と緊密に連携しながら、多くの住民にとって暮らしやすい安全で快適なまちづくりを進めてまいります。

本日は、宮崎広域都市計画区域の区域区分の変更及び運営規則等の一部改正について御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的なお立場から率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

令和2年7月16日

宮崎県知事 河野俊嗣（代読）

以上でございます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。副知事は所用のためここで退席させていただきます。

（永山副知事退席）

○事務局 議事に入ります前に、審議会委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

お手元の第144回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿を御覧ください。

まず、1号委員の皆様でございます。

宮崎県女性農業委員連絡協議会会長、後藤ミホ委員でございます。

宮崎大学准教授、平田令子委員でございます。

次に、2号委員の皆様でございます。

県議会議員、山下寿委員でございます。

同じく、日高利夫委員でございます。

同じく、田口雄二委員でございます。

同じく、坂本康郎委員でございます。

次に、3号委員でございます。

宮崎県町村会会長、黒木定藏委員でございます。

次に、4号委員でございます。

宮崎県市議会議長会会長、中川義行委員でございます。

最後に、5号委員の皆様でございます。

国土交通省九州地方整備局長、村山一弥委員でございます。本日は、代理で宮崎河川国道事務所長に御出席いただいております。

農林水産省九州農政局長、横井績委員でございます。本日は、代理で九州農政局農村振興部農村計画課長に御出席いただいております。

宮崎県警察本部長、阿部文彦委員でございます。本日は、代理で宮崎県警察本部交通規制課長に御出席いただいております。

以上の方々に新たに審議会委員をお引き受けいただいております。その他の委員の皆様のお紹介はお手元の委員名簿に代えさせていただきます。

御紹介は以上でございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

「第144回宮崎県都市計画審議会会議次第」、「出席委員名簿」、青色のドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルをお配りしております。続いて、事前にお配りしている議案書と、議案第1号に関する資料1、その他に関する資料2をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルにつきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶を頂きたいと思っております。

○出口会長 皆さん、こんにちは。この長い梅雨で九州南部、また、今日御出席の西米良村長さんのところも被害を受けたということで、九州で甚大な被害が出ております。

その中で都市計画というのは、今までもそうでしたけれども、これからの住まい方、リスクをも考慮しながらどういうふうに安全に住まうか、それから、経済とのバランスをとりながらどのように住まうかということの非常に重要な将来を決める内容でございます。

今日は1件だけですが、審議をしていただきまして、皆様の立場から忌憚のない御意見を頂き、よりよいものにしていきたいと思っております。

簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

○出口会長 まず、今回の議事録署名委員は山田委員と田口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

では、早速ですが、今日の議事について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改めまして、都市計画課課長補佐の松田です。どうぞよろしく願いいたしま

す。

お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議案は1件でございます。今回の議案でございますが、会議次第のとおり、議案第1号として「宮崎広域都市計画区域区分の変更」がございます。また、その他として、都市計画審議会運営規則及び都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領について改正をお諮りしたいと考えております。

以上の案件につきまして、本日、御審議をよろしくお願いいたします。

○**出口会長** ただいま事務局のほうから説明した内容で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。では、これからこの進め方に従って議事に入りたいと思います。

議案の説明を事務局のほうからお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案第1号「宮崎広域都市計画区域区分の変更」につきまして、御説明いたします。

議案書は、1ページから7ページになっております。併せて御参照ください。

まず、区域区分について御説明をしたいと思います。スクリーンを御覧ください。

区域区分は、いわゆる線引きのことで、都市計画法第7条に規定されており、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度であります。市街化区域は、既に市街地を形成している区域、またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に公共施設などを整備し、市街化を図る区域であります。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であります。

次に、市街化調整区域から市街化区域に編入する場合の変更基準について御説明いたします。

市街化区域への編入は、市街化区域に隣接する市街化調整区域の土地であるもののうち、1、土地区画整理事業の実施が確実な区域、2、公的機関による開発事業の実施が確実な区域、3、民間による計画的な開発事業の実施が確実な区域、4、線引きの境界を道路・河川などの地形地物により、明確にすることが必要な区域について、関係する市や町と協議の上、実施することとしております。今回の変更は、3の民間による計画的な開発事業の実施が確実な区域について、宮崎市の意向を踏まえ、市街化区域への編入を行うものでございます。

それでは、変更箇所について御説明いたします。

これは宮崎市の都市計画区域図です。宮崎県庁がこの位置にあります。県立宮崎病院から大淀川を渡り、国道269号があります。今回の変更の宮崎市薫る坂地区はこの位置にあります。

薫る坂地区周辺を航空写真で御説明いたします。

南宮崎駅がこの位置にありますが、国道220号がこの位置で、国道269号がこのように走っております。そして古城川が下のほうにございまして、薫る坂住宅団地がこの位置にあります。赤く塗られた部分が、今回、市街化編入を行う薫る坂地区になります。

次に、これを都市計画図で御説明したいと思います。

薫る坂団地はこの位置にありますが、現在、第1種低層住居専用地域に指定されておりました、ここに隣接する赤い部分が今回市街化編入を行う薫る坂地区となります。

さらに拡大して表示いたします。今回の編入箇所は、平成30年に決定した地区計画による民間開発が行われ、現在は住宅の建築が進んでおります。今回、この部分の面積0.7ヘクタールについて、市街化調整区域から市街化区域に編入するものであります。

以上が区域区分、いわゆる線引きの変更箇所についての説明でございます。

ここで、市街化区域編入の判断基準について御説明いたします。

スクリーンには、区域区分を行っている一般的な都市のイメージを示しております。市街化区域は、住宅などの居住できる土地、オレンジのエリアでございますが、そういった土地と、工場、学校、公園、道路、鉄道、田畑などの居住できない土地に分けられます。ブルーの区間になります。市街化区域の外側は市街化調整区域であります。

市街化区域編入の判断基準について、具体的な数値を使って御説明します。

まず、市街化区域の拡大を行えるかどうかを検討するに当たり、基準となる年を定めまします。その基準年は平成22年の国勢調査時点であります。平成22年における市街化区域内の人口を1万人とします。そして、居住できる土地における人口密度を1ヘクタール当たり100人とします。平成22年での居住できる土地の面積は、1万人の人口を1ヘクタール当たり100人の人口密度で割った100ヘクタールとなりますので、赤い点線で囲まれた市街化区域のうち、居住できる土地の面積は100ヘクタールとなります。

次に、市街化区域編入の目標年を設定します。目標年は平成22年の10年後となりまして、令和2年が目標年となります。令和2年までに市街化区域を拡大する必要があるかを検討するためには、まず、令和2年における居住できる土地の人口密度を推計する必要があります。

ます。これは過去の国勢調査の結果に基づいて推計しますが、ここでは、高層マンションの建設などによる人口密度の上昇により推計した結果を1ヘクタール当たり110人とします。

次、令和2年での居住できる土地の面積を推計します。このように青い点線で囲まれた道路、工場などの建設による居住できない土地の増加を考慮して推計し、居住できる土地の面積を90ヘクタールとします。平成22年に100ヘクタールあった居住できる土地の面積が、道路、工場の建設などで居住できない土地の増加によりまして10ヘクタール減少したことになります。

これらの数値を使って目標年の市街化区域内に收容可能な人口を算定すると、1ヘクタール当たり110人の人口密度に、居住できる土地の面積90ヘクタールを掛けて、收容可能な人口は9,900人となります。ここままで市街化区域の面積を基に令和2年に收容可能な人口を推計してまいりました。

次からは、令和2年の人口増減を推計していきます。このまちの平成22年から令和2年までの人口の増減を推計します。国立社会保障・人口問題研究所が推計した数値を使用することとなっております。これは男女別、年齢別に分けられたグループごとに、出生率、死亡率、人口移動率を仮定することで将来の人口を推計するものであります。

ここでは1万2,000人とします。この推計人口1万2,000人と先ほど推計した人口9,900人の差が令和2年の市街化区域に收容できない人口となります。つまり1万2,000人引く9,900人の2,100人となります。この收容できない人口2,100人を市街化区域に收容するために必要な土地の面積に換算して、この面積を限度として土地区画整理事業や地区計画などの実施が確実な区域に割り当てていきます。このように、計画的な市街化が確実と見込まれる区域を市街化区域に編入することとなります。

以上が、市街化区域編入の考え方であり、收容できない人口を「人口フレーム」と呼んでおりまして、このような考えの下、薫る坂地区の編入を行ってまいります。

議案書の人口フレーム表の内容を御説明いたします。

市街化区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口でございます。配分する人口は、居住できる土地と人口密度から算出した收容可能な人口でございます。保留する人口は、これらの人口の差でありまして、令和2年における市街化区域に收容できない人口でございます。

スクリーンには、左側に議案書に記載のある今回の薫る坂地区の数値を、右側に前回、

平成31年の第143回都市計画審議会でご答申いたしました数値を示しております。前回は市街化区域内人口が33万1,600人、市街化区域に収容可能な人口が33万1,500人であり、これらを引いた数、100人が収容できない人口でありました。

今回見直しの薫る坂地区の区域は0.7ヘクタールでございます。この0.7ヘクタールの人口密度は、これまでの土地区画整理事業などの実績により算定すると1ヘクタール当たり100人ですので、この面積を人口に換算すると70人となります。この70人の分の編入は、市街化区域への編入の限度、100人以内で行われております。

なお、今回の収容可能な人口は、前回までに収容できている33万1,500人に薫る坂地区に収容可能な70人を追加し、合計で33万1,570人でございますので、今回の見直し後の収容できない人口は30人となります。

議案第1号「宮崎広域都市計画の区域区分の変更」についての説明は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。保留人口等算定の根拠を丁寧に説明していただきました。この議案について質問、御意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。この案件が認められましたら、今年度までの余裕があと30になるということでもあります。先ほどの3番の民間による開発計画で隣接する地区の市街化区域への編入につきましては、よろしいでしょうか。

では、御意見等ありませんので、議案第1号については、編入ということで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**出口会長** ありがとうございます。では、議案第1号は原案どおりとします。

続きまして、先ほど永山副知事さんがおっしゃったように、審議会等も新型コロナウイルスの感染拡大で会議方法を少し検討しなければいけないということで、一回延期になっております。審議会条例第9条の規定によりまして、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定めるということになっております。

今後の社会情勢、新型コロナウイルスのことを考慮しますと、今回のように集まられるときもあるかと思いますが、運営をリモートでやらなければならない事情も発生することとなりますので、審議会運営規則等の改正を考えております。

改正案につきましては、今から事務局に説明をしていただきますが、説明の後、皆様方の審議のほうをよろしくお願ひいたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ただいま会長からお話がありました審議会運営規則並びに審議会の会議の公開に関する取扱要領の改正について、事務局から御説明いたします。

お配りしました資料2を御覧ください。1ページに都市計画審議会運営規則等の改正案に関する資料、2ページに審議会運営規則新旧対照表、3ページと4ページに会議の公開に関する取扱要領新旧対照表を添付しております。なお、現行の審議会運営規則等については黄色のファイルにとじ込んでございます。運営規則は6ページから7ページ、また、会議の公開に関する取扱要領は8ページから10ページになります。御参照ください。

それではスクリーンを御覧ください。

①に今回の審議会開催の経緯と問題点を示しております。当審議会は、当初、3月19日の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため延期を行いまして、4カ月後の本日、開催となりました。この間、書面にて会議を開催することを検討しましたが、現行の審議会運営規則は、一堂に会する、いわゆる通常開催以外の会議の規定がないため、書面などによる会議の開催規定を運営規則に定めるには審議会にお諮りする必要がございます。

このため、②の改正の方針として、社会状況の急激な変化への対応を可能にするため、書面など様々な方法で会議を開催できるように運営規則を見直したいと考えております。

③に改正の内容を示しております。審議会運営規則中、会議の招集について規定する第2条第3項の「会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。」を追加したいと考えております。

併せて、会議の公開に関する取扱要領についても所用の字句の見直しを行っていきたいと考えております。

なお、2ページの審議会運営規則新旧対照表、3ページと4ページの会議の公開に関する取扱要領新旧対照表により改正の内容をお示ししておりますので、御参照の上、御確認ください。

以上、本改正案に関する説明を終わります。

○出口会長 いかがでしょうか。柔軟に対応できるように、書面等で審議会を開催できるように運営規則を改正したいということでございます。問題点等、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

○A委員 書面で審議をするという具体的な流れ、基本的に議案をどのような形で委員に配付して、意見をどのように求めて、どのような形で審議するという、もう少し深く掘り

下げたところをお聞きしたいんですけれども。

○事務局 議案については、事務局のほうで整理して各委員の方々に御説明しまして、それぞれ委員の方々から御意見等を伺った上で会長に御報告し、会長のほうから意見を頂きまして、審議会の意見として取りまとめていきたいと考えています。一人一人御説明を丁寧にしていきたいと考えております。

○A委員 そうしますと、委員の意見を県の方が取りまとめて会長にお伝えする。間を介して意見が伝わり、また戻ってくるという、いわゆる会長と委員一人一人の対一の意見のやりとりは可能かと思うんですけれども、これだけ専門の知識を持たれた方が横のつながりとして、例えば私の意見に対してほかの委員さんがどういった御意見を持たれているかという横のつながりというか、そういった議論というのは、書面での議論をするときに具体的にどういう形になるのかというところがもう一つ不明かなというふうに思うんですが。

○出口会長 具体的な手順とか、そういうことですね。

○A委員 そうですね。例えば今、コロナの影響で、民間企業であるとか行政の方々もいろんな会合なりをオンラインでやるという具体的なやり方が進んでいるかと思うんですが、そういった手法を取り入れる御予定があるのかとか、具体的に審議会としてどういう形をとられるのかというところが知りたいところでございます。

○事務局 「書面等」というふうに、広く柔軟に対応できるように追加しておりまして、当然、今、A委員からお話があったような形でウェブ会議とかそういうのも想定しているんですけれども、日進月歩で技術も進歩しておりまして、やり方等も変わっている部分もございますので、その辺はまた会長と御相談をしていきながらやり方を模索していきたいと考えております。

○出口会長 ほかの方の意見も参考にできるような方法でということだと思います。

○A委員 私が何か意見を申し上げて会長からの御返答を頂くという対一の流れではなく、誰か一人の疑問なり御意見に対して、ほかの専門の知識を持たれた委員の方がそれに対してどういう御意見を持たれているか、どういう考えがあるか、例えば別の可能性があるかというところの議論の横の広がりをどのように確保されるのかというところが一番知りたいところであります。

○事務局 委員おっしゃるように、横の意見交換というところが必要かと思います。書面で行う場合には一度のやりとりではそれは確保できないのかなと思いますので、書面でや

る場合は複数回のやりとりが必要になろうかと思えます。また、オンラインでやる場合は、まず、そういった環境が整うかどうかといったところも必要になってくるかと思えます。今後、県としましても、そういった環境を整えていこうというふうに考えておりますので、皆様方のそういう環境を併せて整えられるのかどうかといったところを考えながら、オンラインでやる場合のやり方、書面でやる場合のやり方といったルールづくりを行った上で進めてまいりたいと思えます。

○**出口会長** よろしいでしょうか。

○**A委員** はい。

○**出口会長** ほかにこのやり方について御意見等、御質問等ありましたら、よろしく願います。

○**B委員** これは御留意いただきたいという程度の意見なんですけれども、これまでこういった会議体で審議をする場合に、議案について検討するに当たって、頂いた資料だけでなく、事務局の方から御説明いただく内容というのが私の中では理解するのに重要な資料になっておまして、今頂いている形の資料だけでは私の中の理解がなかなか難しいのかなと思っています。ですので、今後、もし書類・書面等、あるいはほかの方法での会議を行う場合には、附属の資料ですとか、そういった御説明について充実を図るということをお検討いただきたいと思っております。

○**事務局** 書面等の会議になる場合は、十分に当初説明をさせていただきたいと思っております。また、書面等に限らず、こういった会議を開催しますということになって皆さんにお集まりいただく前に、少しでも詳しく、事前に分かりやすいような形で書類が作られるように、また説明ができるようにしたいと思えます。

○**B委員** 御労力をかけてしまいますが、よろしく願います。

○**出口会長** ほかにございませんでしょうか。

この都市計画審議会だけの問題ではないようですが、県もいろいろな委員会がおりだと思えますので、少しそこも今日頂きました意見を反映させて、どういうふうに進めるかという具体案について練っていただければと思えます。

いずれにしても、そのためにも規則の改正をしておかないと動けませんので、皆さんにお諮りしたいと思えます。

この改正を実施するというところで異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。この改正で進め、ただし、方法については、今頂きました交互の意見の聴取方法、あるいは補足説明の情報等の工夫をしていただければと思います。どうもありがとうございました。

では、本日の審議はこれで終了とし、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○**事務局** どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第144回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 3 時40分閉会